<参考１>

第２期北海道障がい者基本計画【改訂版】の概要

１　総　論

計画見直しの基本的な考え方	道では、平成25年３月に計画期間を10年とする本計画を策定し、障がい者施策の促進に取り組み、計画策定から５年が経過したことから、国における平成30年度からの「第４次障害者基本計画」の策定状況や、道の障がい者施策の動向、さらに本計画の推進状況などを踏まえ、計画の中間見直しを行い、障がい者施策の推進を着実に進めます。
計画の性格と位置付け	・障害者基本法第11条第２項に基づく、都道府県障害者計画です。 ・北海道地域福祉支援計画の施策別計画です。
計画の期間	・平成25年度から平成34年度までの10年間としています。
圏域の設定	・障がい保健福祉圏域（21圏域）の設定しています。

２　障がいのある人を取り巻く環境の変化と課題

「障がい」に関する理解の変化	障がいのある人に対する社会的障壁の解消
障がい福祉に関する法制度の変革	国の制度改革に対応した障がい福祉施策の充実
地域生活希望者の増加	地域移行の促進とより身近な地域でのサービス提供体制の充実
バリアフリーの考え方の普及	心、環境、情報などのバリアフリー化の促進
ＩＣＴ（情報通信技術）の進展	誰もが使いやすいＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報支援の充実

３　計画の目標と体系

〈目標〉	〈基本体系〉
希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり	・地域生活の支援体制の充実 ・自立と社会参加の促進 ・バリアフリー社会の実現

４　施策の方向と主要施策

〈分野別の施策〉

① 生活支援

- 生活支援体制整備の充実
- 相談支援体制・地域移行支援の充実
- 意思決定支援の推進
- 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
- 人材の養成・確保
- 生活安定施策の推進

② 保健・医療

- 適切な保健・医療の提供
- 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実

③ 療育・教育

- 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 学校教育の充実
- 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

④ 就労支援

- 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
- 一般就労の推進
- 多様な就労の機会の確保
- 福祉的就労の底上げ

⑤ 社会参加

- 社会参加の促進
- スポーツ・文化活動の振興
- 生涯学習機会の充実

⑥ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 権利擁護の推進・虐待の防止
- 成年後見制度等の活用促進
- 理解の促進
- 地域福祉活動の推進

⑦ 生活環境

- 住まい・まちづくりの推進
- 移動・交通のバリアフリーの促進
- 防災・防犯対策の推進

⑧ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- 意思疎通支援の充実
- 選挙等における配慮

５　計画の推進等

○計画推進のための実施計画	・障害者総合支援法に基づく北海道障がい福祉計画を実施計画として位置付けています。
○計画の推進管理	・「障がい者施策推進審議会」や２１圏域設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、ＰＤＣＡサイクルによる　実効性のある取組の推進に努めます。